

## ■酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」とは、トンネルや下水道などの酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業場所における作業で、作業者が酸素欠乏等の空気を吸入しないよう作業方法を決定し、労働者を指揮するとともに、作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度測定、測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具または設備の点検等を行う現場の責任者です。

事業者は、労働災害を防止するため、酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「酸素欠乏危険作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、同施行令第6条の21号、同別表第18の25号)

尚、平成16年4月1日以降、下表のとおり技能講習の名称が変更になっています。

範 囲	現 講 習 (平成16年4月1日から)	旧 講 習 (平成16年3月31日まで)
第1種酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	第1種酸素欠乏危険作業主任者技能講習
第2種酸素欠乏危険作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習

